

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下、「事業所等」という。）における人材を確保し、もって福祉サービスの安定供給を図るため、市内の事業所等に勤務する者に対し、市が交付する大牟田市介護職員資格取得等支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業所等)

第2条 この要綱において、事業所等とは市内に所在し、かつ、次に掲げる事業を行っている事業所とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業
- (2) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- (3) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
- (4) 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (8) 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業
- (10) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- (11) 障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第5項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

(12) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害
児通所支援事業

(13) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業
(対象者)

第 3 条 この要綱により、補助金を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 事業所等

別表 1 に掲げる対象経費を従業者に代わって事業所等が負担していること
又は負担する予定であること。

(2) 次のアからイまでのいずれにも該当する者

(ア) 申請日時点において、市内の事業所等に勤務していること。

(イ) 別表 1 に掲げる対象経費を負担していること。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付要件、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表 1 のと
おりとする。ただし、別表 1 に掲げる交付要件ごとにつき、同一人 1 回限りとし、
交付要件ごとに 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。なお、
補助対象経費に対し、国、都道府県及び本市以外の市区町村等から助成等を受けて
いる場合の補助対象経費は、当該助成額を控除して得た額とする。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象と
しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第
2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴
力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を添えて、市長に申請しな
ければならない。

(1) 第 3 条第 1 号に掲げるもの

(ア) 大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

(イ) 実績報告書（様式第 2 号）

(ウ) 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し

(エ) 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し

(オ) 別表 1 に掲げる対象経費を従業者に代わって事業所等が負担していることが分かるもの

(カ) その他市長が必要と認める書類

(2) 第 3 条第 2 号に掲げるもの

(ア) 大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 3 号）

(イ) 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し

(ウ) 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し

(エ) 事業所等に勤務していること又は勤務することが決定していることを証する書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別表 1 に定める交付要件を満たした日から起算して 1 年以内に行わなければならない。

3 第 1 項の規定による申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、介護職員資格取得等補助金交付申請取下書（様式第 4 号）にその理由を付して市長に届け出なければならない。

4 事業所等は、複数の資格取得支援対象従業者に係る補助金をまとめて申請することができる。この場合、別表 1 の補助限度額を同一人ごとに 1,000 円未満の端数を切り捨てたうえで、複数人を申請することができる。

（交付決定等）

第 6 条 市長は、書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付の可否を決定するとともに、介護職員資格取得等支援事業費補助交付（不交付）決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請をしたとき。
- (2) 補助金を当該交付要綱の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(資料の提供等)

第8条 市長は、補助金の適正な交付に関し必要があると認めるときは、事業所等に対し必要な資料の提供を求め、必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

交付要件	補助対象経費	補助金額	補助限度額 (1 人あたり)
介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項の介護職員初任者研修過程（以下「介護職員初任者研修」という。）を修了すること。	介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 (ただし、国、都道府県及び本市以外の市区町村等から補助対象経費に係る助成を受けている場合にあつては、当該額を控除して得た額の 1 / 2 の額とする。)	30,000 円
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号の要件を満たすための研修（以下「介護福祉士実務者研修」という。）を修了すること。	介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費		75,000 円
社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 1 項の介護福祉士試験に合格し、同法第 42 条第 1 項の登録を受けること。	(1) 介護福祉士試験を受けるにあたって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用 (2) 介護福祉士試験の受験手数料		20,000 円
介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、同条の登録を受けること。	(1) 介護支援専門員実務研修受講試験を受けるにあたって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用 (2) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験手数料		20,000 円

介護保険法第 69 条の 2 第 1 項及び介護保険法施行規則第 113 条の 4 の介護支援専門員実務研修を修了すること。	介護支援専門員実務研修に係る受講料及び教材費		29,000 円
介護保険法第 69 条の 8 第 2 項のただし書きに規定する研修（以下「介護支援専門員専門研修Ⅰ」という。）を修了すること。	介護支援専門員専門研修Ⅰに係る受講料及び教材費		19,000 円
介護保険法第 69 条の 8 第 2 項のただし書きに規定する研修（以下「介護支援専門員専門研修Ⅱ」という。）を修了すること。	介護支援専門員専門研修Ⅱに係る受講料及び教材費		14,000 円
介護保険法第 69 条の 8 第 2 項及び介護保険法施行規則第 113 条の 18 の更新研修（以下「介護支援専門員更新研修（前期）」という。）を修了すること。	介護支援専門員更新研修（前期）に係る受講料及び教材費		19,000 円
介護保険法第 69 条の 8 第 2 項及び介護保険法施行規則第 113 条の 18 の更新研修（以下「介護支援専門員更新研修（後期）」という。）を修了すること。	介護支援専門員更新研修（後期）に係る受講料及び教材費		14,000 円
介護保険法第 69 条の 8 第 2 項及び介護保険法施行規則第 113 条の 18 の更新研修（以下「介護支援専門員更新研修（未経験者向け）」という。）を修了すること。	介護支援専門員更新研修（未経験者向け）に係る受講料及び教材費		19,000 円

介護保険法第 69 条の 7 第 2 項に規定する研修及び介護保険法施行規則第 113 条の 16 の再研修（以下「介護支援専門員再研修」という。）を修了すること。	介護支援専門員再研修に係る受講料及び教材費		19,000 円
指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）第 2 号イの相談支援従事者初任者研修（以下「相談支援従事者初任者研修」）を修了すること。	相談支援従事者初任者研修に係る受講料及び教材費		37,000 円
指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）第 2 号の相談支援従事者現任研修（以下「相談支援従事者現任研修」）を修了すること。	相談支援従事者現任研修に係る受講料及び教材費		24,000 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大牟田市長 様

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書
(事業所等用)

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円 (対象者: _____ 人分)

※ 同種の補助金の交付を受けることができる場合には、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額を記入してください。

2 交付申請者

法人名			
代表者名			
電話番号		担当者名	
所在地	〒		
e-mail			

※ 申請は、大牟田市内の事業者に限ります。

※ 補助対象者は、大牟田市内の事業所等に勤務している方に限ります。

※ 交付申請額には、対象者全員分の補助対象経費の合計額を記入してください。

添付書類について

- 1 実績報告書（様式第2号 第5条関係）
- 2 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- 3 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し
- 4 補助対象経費を本人に代わって事業者が負担していることが分かる書類
- 5 口座振込依頼書（兼債権者登録依頼書）※登録済の場合は不要です。

様式第 2 号（第 5 条関係）

実績報告書

介護職員等の氏名	研修等の名称	資格取得又は受講 修了年月日	補助対象経費等 (受講料及び教材 費等) … ア	アのうち、国等から助 成を受けた額 … イ	アのうち、 申請者が負担した額 … ウ（ア-イ）	ウの 2 分の 1 の 額 … エ	左記について、 介護職員等による署名
合 計							

※エ…1,000 円未満切捨て。
第 1 号様式の申請額と一致していること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

大牟田市長 様

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書
(本人用)

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

※ 同種の補助金の交付を受けることができる場合には、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額を記入してください。

2 交付申請者

フリガナ		住所	〒
氏名			
電話番号		勤務開始日	年 月 日
勤務 事業所名		事業所 所在地	〒

※ 申請は、大牟田市内の事業所等に勤務している方に限ります。

3 振込先金融機関及び口座

口座振替 依頼欄	銀行名	支店名	口座種目	口座番号
	銀 行	本店	普通	
	信用金庫	支店	当座	
	金融機関コード	支店コード		
	フリガナ			
	口座名義人			

※申請者本人名義の口座に限ります。

4 勤務証明（事業所等記入欄）

勤務証明書	申請者が2の事業所に勤務するものであり、大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付要綱別表1に規定される要件を満たしていることを証明します。 年 月 日 事業所（法人）名 _____ 代表者名 _____
-------	--

添付書類について

- 1 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- 2 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

大牟田市長 様

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付申請取下書

年 月 日付けで申請した大牟田市介護職員資格取得等支援補助金は、下記の理由により申請を取り下げます。

記

申請者 (事業者 又は 対象者)	住所	〒	
		電話番号 — —	
	法人名 代表者名		
	フリガナ		生年月日
	氏名		年 月 日
(理由)			

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

大牟田市長

大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった大牟田市介護職員資格取得等支援補助金については、下記のとおり決定したので、大牟田市介護職員資格取得等支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金等の名称	大牟田市介護職員資格取得等支援補助金
決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
交付予定年月日	年 月 日
不交付の理由	
その他	